

## 熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」の使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市のイメージ及び認知度向上に寄与すると認められる企業・団体等に対し、熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」(以下、「ロゴ・デザイン」という。)の使用を承認するための手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (「ロゴ・デザイン」に関する権限)

第2条 「ロゴ・デザイン」に関する一切の権限は、熊本市に属する。

### (使用の承認)

第3条 「ロゴ・デザイン」を使用しようとする者は、あらかじめ熊本市長(以下「市長」という。)の承認(以下「承認」という。)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1)新聞、テレビ、雑誌その他の報道関係機関が報道を目的に使用する場合
- (2)前号に掲げるもののほか、承認の手続きを必要としないと市長が認めた場合

### (使用の申込み)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」使用申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2)「ロゴ・デザイン」の使用内容がわかる企画書等
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (使用の承認の基準)

第5条 市長は、前条の使用申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が適切と認められるときは、承認を行い、熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」使用承認通知書(様式第2号)を申請者へ送付する。

2 「ロゴ・デザイン」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は承認をしないものとする。

- (1)熊本市の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2)消費者の利益を害すると認められる場合
- (3)特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (4)公序良俗に反すると認められる場合
- (5)前各号に掲げるもののほか、承認することが不相当と認められる場合

### (使用承認の条件)

第6条 使用料金については無料とし、市長は、承認のために必要があると認める場合には、「ロゴ・デザイン」の使用方法等について、条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第7条 「ロゴ・デザイン」を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)承認を受けた使用項目のみに使用すること。
- (2)「ロゴ・デザイン」については、その一部のみを使用したり、又は変形させたり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3)「ロゴ・デザイン」を使用する前に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに市長に提出すること。

### (承認内容の変更等)

第8条 使用者は、承認を受けた内容について、追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」使用承認内容追加(変更)申請書(様式第3号)を市長に提

出しなければならない。

2 市長は、前項の追加（変更）申請書を受理した場合には、その内容を審査し、当該変更が適切と認められるときは、承認を行い、熊本市「わくわく都市くまもとロゴ・デザイン」使用承認内容追加（変更）承認通知書（様式第4号）を申請者へ送付する。

（承認の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消し、「ロゴ・デザイン」の使用者に対して、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

(1)使用者がこの要綱に違反した場合

(2)使用者が承認に付した条件に違反した場合

(3)申請書の記載内容に虚偽のあることが判明した場合

(4)前各号に掲げるもののほか、「ロゴ・デザイン」の使用継続が不適当であると認められる場合

2 市長は、使用者に「ロゴ・デザイン」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性）

第10条 承認は、使用者が独占して「ロゴ・デザイン」を使用する権利を付与するものではない。

（経費等の負担）

第11条 熊本市は、この要綱により「ロゴ・デザイン」使用の承認を受けた使用者に対し、「ロゴ・デザイン」を使用して行う事業等に係る一切の経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 熊本市は、「ロゴ・デザイン」の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（事務）

第13条 この要綱に関する事務は、企画財政局企画情報部熊本ブランド推進室が行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、「ロゴ・デザイン」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。